

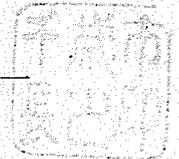
# 諮問書

千歲市長

千管総第61号  
令和7年7月31日

千歳市廃棄物減量等推進審議会  
会長 唐澤 直樹 様

千歳市長 横田 隆



家庭廃棄物処理手数料の見直し等について（諮問）

千歳市廃棄物の処理等に関する条例第6条の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

- 1 家庭廃棄物処理手数料の見直しについて【別紙1】
- 2 第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて【別紙2】

以上

## 家庭廃棄物処理手数料の見直しについて

### 1 改定の考え方

千歳市では、市民・事業者・市（行政）協働のもと、「地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会構築」を基本目標として、平成28年3月に策定した「千歳市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制・再使用の推進、適正なりサイクルの推進、及び環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進に努めています。

千歳市環境センターでは、家庭から排出される家庭廃棄物、事業活動に伴って生じた一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理可能な産業廃棄物7品目について受け入れ、焼却、破碎、埋立等の処理をしています。また、し尿及び浄化槽汚泥・生活雑排水については、委託業者により収集運搬している仮設トイレ及び非水洗トイレのし尿と、許可業者により収集運搬された浄化槽汚泥・生活雑排水の処理を行っています。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成13年5月環境省告示）」では、地方公共団体の役割として、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図ることとされており、本市においては、「ごみ減量・リサイクルを推進するための動機付け」、「費用負担の公平性」や「適正な処理費用の確保」を目的として、平成18年度に家庭廃棄物の有料化を実施しています。

平成18年度の家庭廃棄物処理手数料の有料化を制定以降、処理経費・搬入量など社会情勢によって変動することから、基本的に「千歳市一般廃棄物処理基本計画」の中間目標年次に合わせて5年に一度、手数料の検証（処理費用の推移や処理原価）をすることとしており、家庭廃棄物に係る処理手数料の改定を行うものです。

### 2 改定内容（案）

次頁のとおり

改定内容（案）

家庭廃棄物処理手数料 (取扱区分)	処理原価	処理原価に 対する割合	改定額 (円)	現行額 (円)	増減額 (円)
(1) 家庭廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水、プラスチック製容器包装及び規則で定める大型ごみを除く。）を収集し、運搬し、及び処分するとき。 (1リットルにつき)	7.418 (円/ℓ)	1/3	2	2	—
(2) 家庭廃棄物（プラスチック製容器包装に限る。）を収集し、運搬し、及び処分するとき。 (1リットルにつき)	3.321 (円/ℓ)		1	1	—
(3) 家庭廃棄物（規則で定める大型ごみに限る。）を収集し、運搬し、及び処分するとき。 (1個につき)	991.659 (円/個)		300	300	—
(4) 処理施設に搬入された家庭廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水を除く。）を処分するとき。 (10kgにつき)	208.994 (円/10kg)		60	60	—

## 第5次千歳市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

### 1 概要

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の発生抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるため、廃棄物処理の基本的事項を定めたものです。

本基本計画は、平成28年度から令和12年度までの15年間を計画期間とし、5年毎に見直しを行うこととしています。令和2年度に1回目の中間見直しを実施しており、今般、本基本計画の策定から10年、1回目の中間見直しから5年が経過することから、2回目の中間見直しを行います。

### 2 主な改訂内容

- (1) 令和6年度から道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働により、分別区分が変わったことで、プラスチック類等も焼却が可能となり、一般廃棄物の減容化がされ、今後の最終処分地埋め立て可能容量の推計に大きく影響を与えることが考えられることから、計画を適切に見直すこととします。
- (2) 近年における著しい企業立地等、本市を取り巻く社会情勢の変化により、令和6年度に千歳市人口ビジョンの改訂があったことから、計画を適切に見直すこととします。
- (3) ごみ処理量の見通しを実態に合わせ、計画を適切に見直すこととします。

### 3 今後の取組

各種データについて見直しを行い、原案を作成後、本審議会における審議、パブリックコメント等を実施し、年度内の策定に向け取り組むこととします。

[令和7年]

- ・(8月中) 基本計画の検証、原案作成
- ・(12月) パブリックコメントの実施

[令和8年]

- ・(2月) 基本計画(第2訂)の策定